

低所得の子育て世帯の皆さまへ

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

食費の物価高騰などに直面している低所得の子育て世帯を支援するため、給付金の支給を実施します。

給付額 児童1人当たり5万円 **申請期限** 令和5年2月28日(火)

対象児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がいのある児童の場合20歳未満)

申請区分 給付を受けられるのは次の①・②世帯分のどちらか一方です。



ひとり親世帯分
ホームページ

詳細は
市ホームページを
ご確認ください。



ひとり親世帯以外
の子育て世帯分
ホームページ

①ひとり親世帯分

支給対象者

◇対象児童を養育しているひとり親であり、次の①～③のいずれかに該当する方

① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者

申請が不要 ※6月30日に支給済みです。

② 公的年金などを受給しているため令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方のうち、令和2年中の年間収入額が児童扶養手当の対象水準の方

申請が必要

③ 新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者の方と同じ水準となった方

申請が必要

②ひとり親世帯以外(その他)の世帯分

支給対象者

◇次の①・②両方に該当する方

① 対象児童を養育する父母など
② 令和4年度分の市民税(均等割)が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、市民税非課税相当の収入となった方

※令和5年2月末までに生まれた新生児も対象

申請が不要な方

令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で令和4年度市民税(均等割)非課税の方
※7月末頃手当を支給している口座に支給します。

申請が必要な方

高校生のみを養育している方や、家計急変などにより収入が市民税非課税相当まで減少した方

申請方法 問へお問い合わせいただくか市ホームページをご確認ください。

注意事項 口座の解約などにより支給に支障が出る場合は、指定口座変更の手続きが必要となりますので問までご連絡ください。

「子育て世帯生活支援特別給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください
ご自宅や職場に都道府県や市区町村、厚生労働省(の職員)をかたった不審な電話や郵便などがあつた場合は、上田市や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問 子育て・子育て支援課 ☎23-5106

保険料(税)を減免できます

次の要件を満たす方は、申請により令和4年度の「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」が減免となります。

要件① 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

要件② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯の方(要件②の具体的な要件(主なもの))

(1) 令和4年の収入(事業・給与・不動産・山林)が、種類ごとに見た場合、令和3年に比べて30%以上減少する見込みの方

(2) 令和3年の所得(事業・給与・不動産・山林)がある方(0円またはマイナスは対象外)

※そのほかの要件や必要書類などの詳細は、市ホームページで確認するか、問へお問い合わせください。

問 国保年金課 ☎75-7121(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について)
高齢者介護課 ☎23-6246(介護保険料について)



国保・後期
保険料減免



介護保険料
の減免

新型コロナウイルス感染症関連情報

※6月30日現在の情報をもとに作成しているため、急遽変更となる場合があります。

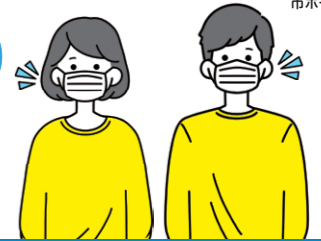
問 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎75-6676



市ホームページ

場面に応じたマスクの着用を!

マスクの着用は基本的な感染防止対策として重要です。マスク着用の目安が6月7日に長野県より示されました。



1 マスクの着用を推奨する場面

- 近く(2m以内程度)で人と会話をするとき
- 屋内にいるとき(自宅などで一人または同居の家族と過ごす場合などを除く)
- 高齢者や基礎疾患をお持ちの方など重症化リスクの高い方と会うとき

2 マスクの着用が必要ない場面

- 屋外において近距離での会話をしない場合(特に夏場は熱中症予防のためにマスクを外すことを推奨します)
- ※着用が求められる場合などに備え、外出の際はマスクを携帯してください。

子どものマスク着用について

- 発達への影響などを鑑み、小学校入学前の子どもは、マスクの着用を一律には求めません。特に2歳未満児にはマスクの着用は推奨しません。
- 小学校～高校の学校生活では、熱中症予防の観点から、体育の授業や運動系の部活動、登下校時においては、マスクを外すことを推奨しています。

※咳や発熱などの症状がある場合には、マスクを着用し、医療機関を受診しましょう。

※マスクを着用したい方、着用が困難な方など、さまざまな方がいます。他の方に配慮し、お互いの対応を尊重しましょう。

「新型コロナワクチン接種証明書」の申請は計画的にお願いします

接種証明書は、新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明するものです。

海外用と国内用があり、書面(紙)版または電子版で交付します。書面(紙)版の場合、窓口または郵送で申請を受け付けます。

※期間に余裕を持って申請いただきますようお願いいたします。



市ホームページ

書面(紙)版

申請先

〒386-0012 中央6-5-39
ひとまちげんき・健康プラザうえだ
上田市新型コロナウイルス感染症対策室
ワクチン接種担当宛

電子版



デジタル
ウェブサイト

申請に必要な書類

- 1 申請書
 - 2 「予防接種済証」または「接種記録書」の写し
 - 3 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写し
 - 4 海外渡航時に有効なパスポートの写し※海外用を申請する場合
 - 5 返信用封筒(宛先記載、切手(84円)貼付)※郵送を希望する場合
 - 6 委任状・代理人の本人確認書類※代理人が申請する場合
- ※①の申請書と⑥の委任状は、市ホームページからダウンロードができます。

武田社ワクチン(ノバボックス)の接種を行います

アレルギーなどにより、ファイザー社や武田/モデルナ社のワクチンによる1・2回目接種および3回目接種を受けることができていない方は、この機会に接種をご検討ください。

対象 18歳以上で、1・2回目接種および3回目接種を希望する方*
※3回目接種希望の方は、2回目接種から6か月以上経過していること

日時 【1回目接種】8月6日(土) 17:30~19:30
【2回目接種】8月27日(土) 17:30~19:30
※接種回数により接種日が異なります。

3回目接種希望の方は、両日予約可能です。

接種会場 上田市総合保健センター
(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)

予約方法 WEB予約サイトまたは電話で。

WEB予約サイト



24時間対応

電話

上田市新型コロナワクチン
コールセンター(9:00~17:00)
☎0570-079-567
(ナビダイヤル)
☎0268-75-7181

※6月30日時点では薬事承認されていないため、ノバボックスでの4回目接種はできません。

2回目接種のみ希望の場合は、コールセンターへご相談ください。

国内では、ワクチン接種をした際に交付される「予防接種済証」または「接種記録書」が接種の証明となりますので、大切に保管してください。